

令和 7 年 度 茅野市学童クラブ利用案内

□学童クラブ開設の目的

昼間、保護者が家庭にいない児童に対して、家庭的な雰囲気の中で、適切な遊びや集団生活の中での指導を行うことにより、児童の健全育成を図るとともに、保護者の仕事と子育ての両立を支援することを目的としています。

□開設時間

○通常期 下校時刻から午後 6 時 3 0 分まで

○休業期 午前 8 時から午後 6 時 3 0 分まで（休業期…学校の計画休業日、学校行事等振替休日）

□休日

(1) 土曜日（特別に定めた個所は第 1 土曜日を除く）、日曜日及び国民の祝日

(2) 8 月 13 日から 8 月 16 日まで、12 月 29 日から 1 月 3 日まで、3 月 31 日

(3) その他市長が必要と認めた日

□開設場所

土曜	学童クラブ名（行政区等）	所在地	電話番号
	第一永明小学校学童クラブ（塚原ほか）	ちの地区コミュニティセンター内	72-2517
	第二永明小学校学童クラブ（上原・横内・仲町・城山）		72-2554
	第三永明小学校学童クラブ（4・5・6年生）		72-2998
	第一宮川小学校学童クラブ（高部・坂室・両久保・向ヶ丘・みどりヶ丘）	宮川小学校内	72-3857
	第二-①宮川小学校学童クラブ（新井・安国寺・中河原・西茅野・鏡湖）		72-2799
	第二-②宮川小学校学童クラブ（茅野・丸山・西山）		72-3988
	第三宮川小学校学童クラブ（田沢・ひばりヶ丘・長峰・東向ヶ丘）		72-2388
	米沢①小学校学童クラブ（1・2・3年生）	米沢小学校内	72-3970
	米沢②小学校学童クラブ（4・5・6年生）		
	豊平小学校学童クラブ	豊平小学校内	72-3952
	第一玉川小学校学童クラブ（山田・中沢・田道・菊沢・穴山・農場・美濃戸・南小泉・小堂見・緑）	玉川小学校内	72-4035
◎	第二玉川小学校学童クラブ（粟沢・北久保・上北久保・子之神・小泉・南小泉・緑・荒神）		72-5590
	第三玉川小学校学童クラブ（神之原）		72-4805
	第四玉川小学校学童クラブ（4・5・6年生の内、山田・中沢・田道・粟沢・農場・美濃戸・小堂見）		72-4802
	第五玉川小学校学童クラブ（4・5・6年生の内、神之原ほか）		
	泉野小学校学童クラブ	泉野小学校内	79-4104
	金沢小学校学童クラブ	金沢小学校内	72-3980
	湖東小学校学童クラブ	湖東小学校内	77-3025
	北山小学校学童クラブ	北山小学校内	78-2263

※利用人数によっては、行政区通りにならない場合があります。

□土曜日の利用について

毎月第一土曜日に第二玉川小学校学童クラブの利用ができます。利用を希望される場合は、利用学童クラブへ10日前までにお申し出ください。

□利用要件

学童クラブは小学校の児童を対象としており、利用するためには、次のいずれかに該当する必要があります。

- (1) 昼間保護者が就労等により家庭にいない児童
- (2) 病人や入院患者のいる家庭又は事情により昼間児童等をみる保護者がいない家庭の児童
- (3) その他の事情により市長が認めた児童

□利用申請に必要な書類

- ①利用（申請事項変更）申請書
- ②就労証明書
- ③口座振替依頼書（届出印押印、通帳等口座番号等が確認できるものを持参）
- ④減免申請書（市民税非課税世帯、生活保護世帯、兄弟姉妹が同時利用する場合）

□利用料について

○利用料

・月 額 4,100円

（月の途中で利用を開始、中止、休止した場合でも1か月分の利用料がかかります。中止、休止する場合は届の提出が必要です。）

・一日学童 一日当たり600円

（休業期、第一土曜日、振替休日に利用する場合、1日につき600円が加算されます）

○納入方法 原則、八十二銀行口座振替により納入していただきます。

○振替日 毎月20日

□減免制度について

次の要件に該当する場合、月額利用料が減額又は免除されます。

減免制度の適用を受ける場合、減免申請書の提出が必要となります。

※月額利用料のみが減免対象。一日学童利用料は減免の対象ではありません。

- 市民税非課税・生活保護世帯 全額免除
- 兄弟姉妹が同時に学童クラブを利用する2人目（上のお子さん） 半額
- 兄弟姉妹が同時に学童クラブを利用する3人目以降（上のお子さん） 全額免除

□利用申請後の変更手続について

変更手続きの際、書類を利用学童クラブ又は市役所こども課まで提出をお願いします。

※②③④は、オンラインによる申請ができます。

変更等内容	提出書類
①利用申請書に記入した事項（住所、勤務先、同居家族、緊急連絡先等）が変更になった	利用（申請事項変更）申請書
②利用を中止する（学童クラブをやめる）	利用中止届
③利用を一時的に休止する	一時利用休止届
④減免事由に該当することになった	減免申請書
⑤減免事由に該当しなくなった	減免事由消滅届

□その他

- スポーツ安全保険(年額800円)への加入が必要です。加入負担金は、4月20日(休日の場合次の平日)に口座振替にて納入していただきます。(4月以降申請した場合は、申請の翌月20日)
- おやつ、飲みもの、昼食（休業期）は、各自で持参してください。